

生活衛生関係業務における行政処分審査会議実施要領

(目的)

第1条 この要領は、生活衛生課及び浜北支所が所掌する食品衛生法等に規定する行政処分事務に関してその手続きを明確にするとともに、原因追求の徹底並びに拡大防止と再発防止の対策に関する行政指導方針の決定など、内部統制の推進を目的とする。

(行政処分執行手順等)

第2条 生活衛生関係業務における行政処分(以下「行政処分」という。)の執行手順は次のとおりとする。

(1) 生活衛生課又は浜北支所内において行政処分検討会議(以下「検討会議」という。)を開催する。

(2) 検討会議の結果、行政処分審査会議(以下「審査会議」という。)の開催が必要と判断された場合、直ちに審査会議を開催する。

2 検討会議の開催に関する事務及び会議運営については、行政処分の検討事例を所管する担当グループ長が行うこととし、当該行政処分検討事例について次に掲げる資料等を作成する。

(1) 各種データ表(当該データの分析を含む。)

(2) 原因施設等の衛生状況票

(3) 公表用資料

(4) 原因追求に関する方針(案)

(5) 拡大防止と再発防止の対策に関する行政指導の方針(案)

(6) その他

3 審査会議において、前項に規定する担当グループ長は行政処分の検討事例に関する審査事項の論点をまとめ説明する。

4 審査会議の開催に関する事務及び会議運営については、生活衛生課長補佐が行うこととし、審査会議の審査結果についての報告書を作成する。

(検討会議)

第3条 検討会議は、行政処分検討事例について協議し、行政処分の方向性並びに原因追求に関する対策、拡大防止対策及び再発防止対策に関する行政指導方針の方向性を検討し決定する。

2 検討会議の組織は次のとおりとする。

(1) 議長は、生活衛生課長又は浜北支所長とし会議を総理する。

(2) 副議長は、生活衛生課長補佐又は浜北支所長補佐とし会長を補佐する。

(3) 検討委員は次のとおりとする

ア 担当グループ長

イ 担当グループ員

(審査会議)

第 4 条 審査会議は、前条第 1 項に規定する行政処分の方向性等について審査し、行政処分の実施を決定する。

2 審査会議の組織は次のとおりとする。

(1) 議長は、浜松市保健所長とし会議を総理する。

(2) 副議長は、生活衛生課長及び浜北支所長とし議長を補佐する。また、議長が欠席の場合はその任を代行する。

(3) 審査委員は次のとおりとする。

ア 生活衛生課長補佐又は浜北支所長補佐

イ 生活衛生課各グループ長又は浜北支所生活衛生グループ長

ウ 行政処分審査事例担当者

エ その他、議長又は副議長が会議の参加を必要と認める者

(その他)

第 5 条 その他この要領に定めのないものは別に定める。

付 則

この要領は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。